

老齢厚生年金の支給開始時期について

公務員や会社員等の給与所得者の老齢厚生年金は、原則65歳から支給されますが、生年月日等により特別支給の老齢厚生年金が支給開始年齢(65歳)より前に支給される場合があります。

特別支給の老齢厚生年金とは、老齢厚生年金の報酬比例部分で、65歳未満の方に支給され、支給開始年齢は生年月日等により段階的に引き上げられています。

支給要件

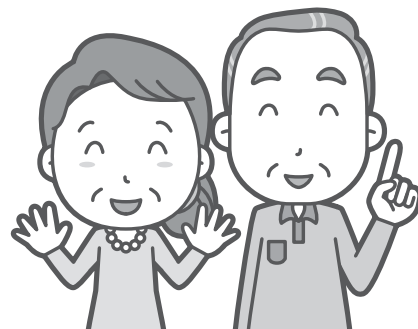
- ① 組合員期間が1年以上あること
(民間会社等の厚生年金加入期間も合算されます。)
- ② 支給開始年齢に到達していること
※支給開始年齢は下記 **表1** を参照ください。
- ③ 組合員期間等(組合員期間のほか、民間会社等の厚生年金加入期間や国民年金などの公的年金制度の加入期間)が10年以上あること

老齢年金の資格期間が10年に短縮されました

これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間(国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む)と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でしたが、本年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになりました。

■特別支給の老齢厚生年金の支給開始スケジュール 表1

一般組合員 生年月日	支給開始 年齢	特定消防組合員 ^{※1} 生年月日
～昭和28年4月1日	60歳	～昭和34年4月1日
昭和28年4月2日 ～昭和30年4月1日	61歳	昭和34年4月2日 ～昭和36年4月1日
昭和30年4月2日 ～昭和32年4月1日	62歳	昭和36年4月2日 ～昭和38年4月1日
昭和32年4月2日 ～昭和34年4月1日	63歳	昭和38年4月2日 ～昭和40年4月1日
昭和34年4月2日 ～昭和36年4月1日	64歳	昭和40年4月2日 ～昭和42年4月1日
昭和36年4月2日～	65歳	昭和42年4月2日～



※1 60歳に達した日(60歳より前に退職したときは退職日)まで、引き続き20年以上消防指令以下の階級で在職した消防職員の方をいいます。

◇被用者年金一元化前後の組合期間に応じて、一元化前の共済年金制度による経過的な退職共済年金(経過的職域)および、一元化により新たに創設された退職等年金給付による退職年金が併せて支給されます。

ご自身の年金加入記録や年金見込額については、毎年誕生月に届く「ねんきん定期便」や、地共済年金情報Webサイトでご確認いただけます。

地共済年金情報Webサイトをご利用ください

組合員の皆さまに年金情報をインターネットで提供しています。

このサイトでは、年金見込額や年金の加入履歴等を閲覧できます。ご利用にはユーザ登録が必要です。



地共済年金情報Webサイト

検索

- 利用時間：24時間365日(サーバーのメンテナンス時を除く。)
- 相談窓口(Webサイト用)
全国市町村職員共済組合連合会 年金部年金企画課
☎03-5210-4607(9時～17時(土・日・祝日を除く。))

お問い合わせ先 年金課 ☎048-822-3307